

区分	種類	認可事項	認可期間
1	留守家庭	小学校1年生から6年生で、お子様の帰宅時に留守家庭となる場合で、祖父母等宅から該当地区の学校に通学を希望する場合	留守家庭の期間（小学生の間のみ）
2	最終学年	小学校及び中学校の最終学年において、そのままの学校で卒業をさせたい場合	卒業まで
3	特別支援教育	指定学校に特別支援学級がなく、最寄りの学校の特別支援学級に通学する場合	卒業まで
4	転居	転居により、校区が変更になるが、体育大会、修学旅行等学校行事終了後の転校を希望する場合	学期末まで
5	新築	新築により住所を変更する場合	入居まで
6	教育的配慮	いじめ・生活指導等学校生活の状況から、指定学校の就学が困難と認められる場合	卒業まで
7	複式学級	指定学校には複式学級しかなく、単式学級での授業を希望する場合	卒業まで
8	兄弟姉妹	上記事由のお子様と同一校の兄弟・姉妹で希望する場合	該当児童生徒と同期間まで
9	特認校就学	特認校に就学を希望する場合	卒業まで
10	その他	その他特別の事情がある場合	その都度相談